

東北中学校体育大会引率・監督細則

【趣 旨】

本細則は、東北中学校体育大会へ生徒が参加する際に、当該校に常設の部活動がない場合で、学校事情により校長がやむを得ないと判断した場合に限り適用する。従って、安易に校長・教員・部活動指導員以外の監督・引率を認めるものではない。

【引率について】

1 校長・教員・部活動指導員以外の引率を認める条件は、当該校に参加する部活動がない場合における個人種目のみとし(ダブルスも含む)、次の12種目とする。

- | | | | |
|----------|-------------|----------|------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 体操競技 | (3) 新体操 | (4) 水泳競技 |
| (5) 卓球 | (6) 柔道 | (7) 剣道 | (8) バドミントン |
| (9) 相撲 | (10) ソフトテニス | (11) スキー | (12) スケート |

＊ 陸上競技・水泳競技・スキー競技のリレーは個人種目として取り扱わない。

2 引率者は、次の中から校長が認めた20歳以上の成人とする。

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員
- (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチ
- (3) 当該生徒の保護者(ダブルスについては2名)
- (4) 代理監督を依頼された他校の校長・教員(部活動指導員は除く)

【監督について】

1 監督(代理監督を承諾できる者：以下「代理監督」と呼ぶ)は、校長がその旨を依頼した他校の校長・教員とし、引率者(校長・教員を除く)には監督の資格を認めない。部活動指導員には、代理監督の資格を認めない。

2 代理監督の任務は、会場における監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関わることのみとする。

3 代理監督は、監督権の行使にあたって、委任された出場生徒の不利益となることのないようにする。

4 代理監督を依頼する当該校長は、別紙報告書(様式1・様式2)に従って代理監督当該校長へ依頼し承諾を得て、実行委員会会長・当該県中体連会長(写し)に「引率・監督者の特例報告書」を提出する。

【傷害保険の加入について】

1 「引率者の事故について」

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、労働災害保険が適用となる。
- (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、補償がないので任意の傷害保険に加入する必要がある。
- (3) 当該生徒の保護者が引率した場合には、補償がないので任意の傷害保険に加入する必要がある。
- (4) 代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合には、公務災害が適用となる。

2 「生徒の事故について(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象の有無)」

- (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、給付対象となる。
- (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、給付対象となる。
- (3) 当該生徒の保護者が引率した場合は給付対象とならないので、生徒に対して任意の傷害保険の加入が必要となる。

- (4) 代理監督を依頼された他校校長・教員による引率に関しては、在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合、給付対象とならない可能性がある。

「資料 1」

対象者 引率者		引率者が傷害を受けた場合	生徒が傷害を受けた場合 (日本スポーツ振興センター)
当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合	事務	○公務災害が適用になる	○給付対象となる
	技師	△該当郡市で確認が必要	
当該生徒を指導している外部・校外コーチ（旧校外コーチ）が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	○給付対象となる
当該生徒の保護者が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	×給付の対象とならない 任意の傷害保険加入が必要
代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合		○公務災害が適用となる	△部活動の位置づけが明確でない場合は給付対象とならない場合がある

【その他】

- 大会に出場するための手続き（大会参加に必要な書類の記入・提出）及び、生徒への指導等は参加生徒が所属する当該校（校長）が行う。
- 引率者は次の配慮事項を遵守すること。
 - 引率上の留意点等
 - 選手の安全やマナー等の指導を行う。
 - 引率に係る費用は、引率者が負担する。
 - 生徒の服装・持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - 大会の結果と、帰校（帰宅）報告をすみやかに校長に行う。
 - 宿泊する場合は、学校（大会本部）の指示に従う。
 - その他、引率に必要な事項を指導する。
 - 大会会場における留意点等
 - 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- 代理監督引率下での活動の扱いについて
 - 在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合は日本スポーツ振興センターの給付対象とならない場合がある。
 - 以下の事項を在籍校が代理監督を依頼するための条件とする。
 - 当該部活動が日本スポーツ振興センターの給付対象となるかどうかを確認すること。
 - 給付対象とならない場合、別の保険に加入すること。

【附則】

- 平成 14 年 5 月 23 日より施行する。
- 平成 30 年 4 月 1 日より改訂する。
- 平成 31 年 2 月 22 日より改訂する。
- 令和 5 年 5 月 11 日より一部改定する。